

北区まちづくり協議会 設置要綱

(目的、名称)

第 1 条 北区のまちづくりに関係する各団体の連携を図り、地域の様々な課題に取り組むことを目的として「北区まちづくり協議会」(以下「協議会」という)を設置する。

(取組内容)

第 2 条 前条に掲げる目的を実現するため、次の事項について協議する。

- (1) 地域の課題として取り組むテーマの選定
- (2) テーマに関する団体間の協議や情報収集、地域への情報発信
- (3) その他北区のまちづくりに関する協議・調整

(組織)

第 3 条 協議会は、以下の組織をもって構成する。

- (1) 別表に定める団体により「全体会」を構成する。
- (2) 協議会の運営を円滑に行うため「運営委員会」を置く。
- (3) テーマの検討を行うため「検討委員会」を置くことができる。

(全体会)

第 4 条 全体会は、第 2 条に掲げる事項及び運営委員の選出を行う。

- 2 全体会の会員は、各団体が選出した代表者とする。
- 3 全体会に座長、副座長 1 名を置く。
- 4 座長、副座長の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 座長、副座長は、運営委員会の運営委員長、副運営委員長をもって充てる。

(運営委員会)

第 5 条 運営委員会は、全体会へ提出する議案の審議など協議会の円滑な運営を図る。

- 2 運営委員会は、全体会において選出する運営委員で構成し、その人数は 20 名以内とする。
- 3 運営委員は、その帰属する団体の役員改選等により、その代表者たる地位を他の者と替わった場合は、全体会を経ることなく、新たに代表になった者が、これまでの運営委員に替わり、新たな運営委員に就任するものとする。
- 4 運営委員会に、運営委員長、副運営委員長 1 名を置く。
- 5 運営委員長、副運営委員長は、運営委員の互選により選出する。

(検討委員会)

第 6 条 検討委員会は、全体会で決定されたテーマの具体的な検討を行い、その結果を運営委員会に報告する。

- 2 検討委員は、テーマに関連する団体の代表者により構成することとし、全体会を構成する団体の中から運営委員会において選任する。ただし、必要があれば、全体会を構成する団体以外の団体を加えることができる。
- 3 検討委員会に、検討委員長 1 名を置く。
- 4 検討委員長は、検討委員の互選により選出する。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、北区役所(地域振興課)に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長を置き、事務局長には北区市民部長を、事務局次長には北区市民部地域振興課長をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、座長がこれを定める。

(附則)

この要綱は、平成22年2月26日から施行する。

別表

団 体 名
鉄西連合町内会
幌北連合町内会
北連合町内会
新川連合町内会
新琴似連合町内会
麻生連合町内会
篠路連合町内会
屯田連合町内会
新琴似西連合町内会
太平百合が原連合町内会
拓北・あいの里連合町内会
鉄西地区コミュニティネットワーク会議
幌北地区コミュニティネットワーク会議
北区北地区コミュニティネットワーク会議
新川地区コミュニティネットワーク会議
新琴似地区コミュニティネットワーク会議
札幌市北区麻生まちづくり協議会
篠路地区コミュニティネットワーク会議
屯田地区コミュニティネットワーク
新琴似西地区コミュニティネットワーク
太平百合が原地区まちづくり協議会
拓北・あいの里地域情報連絡協議会
札幌市北区社会福祉協議会
北区民生委員・児童委員協議会
北区老人クラブ連合会
北区青少年育成委員会連絡協議会
札幌市北区体育指導委員会
北区子ども会育成連絡協議会
北区健康づくり協議会
北区食生活改善推進員協議会
札幌市北区保護司会
札幌北更生保護女性会
札幌市赤十字奉仕団北区分団
札幌北区防火委員会
北区災害防止協力会
札幌北防犯協会連合会
札幌市北区暴力追放運動推進協議会
札幌北交通安全協会
北区交通安全実践会
北区交通安全母の会連絡協議会
札幌市北消防団
北区クリーンさっぽろ衛生推進協議会
札幌市小学校長会北支部
札幌市北区中学校長会
札幌市北区PTA連合会
北区商店街連絡協議会
北海道マンション管理組合連合会北地区協議会
子育て支援ワーカーズ プチトマト